

## 島根大学附属図書館医学図書館運営会議細則

(平成28年島大細則第10号)

(平成28年3月15日制定)

[平成29年3月21日一部改正]

(趣旨)

第1条 この細則は、島根大学附属図書館規則（平成28年島大規則第20号。以下「規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、附属図書館医学図書館運営会議（以下「医学図書館運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 医学図書館運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 医学図書館の業務に関すること。
- 二 医学図書館の予算及び決算に関すること。
- 三 専門委員会等の設置に関すること。
- 四 その他附属図書館長から付託されたこと。

(組織)

第3条 医学図書館運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 医学図書館長
- 二 医学科の基礎系の教員代表 2名
- 三 医学科の臨床系（医学部附属病院を含む。）の教員代表 2名
- 四 看護学科の教員代表 1名
- 五 企画部図書情報課長
- 六 その他医学図書館長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号及び第3号の委員のうちの1名、また第4号の委員については、規則第8条第3項第3号の委員をもって充てる。

(会議)

第4条 医学図書館運営会議は、医学図書館長が招集し、議長は医学図書館長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 医学図書館運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 医学図書館運営会議が必要と認めたときは、医学図書館運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第5条 医学図書館の専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

(報告)

第6条 医学図書館運営会議の審議結果は、附属図書館運営会議に報告するものとする。

(事務)

第7条 医学図書館運営会議の事務は、企画部図書情報課において処理する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、医学図書館運営会議の運営に関し必要な事項は、医学図書館運営会議が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 島根大学学術情報機構附属図書館医学図書館運営会議細則（平成25年島大細則第17号）は廃止する。

3 第3条第3項の規定にかかわらず、この細則の施行後最初に就任する医学図書館運営会議委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。